

京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年3月29日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 76 号

京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の一部を改正する規則

京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の一部を次のように改正する。

第1条中「及び第7号の2」を「から第7号の3まで」に、「並びに法第51条第2号」を「及び法第51条第2号」に改める。

第3条第1項各号列記以外の部分中「前条（第6項を除く。）」を「前条第1項、第4項及び第5項」に改める。

第3条の2第1項中「第2条」の右に「（第2項及び第3項を除く。）」を加える。

第3条の2の次に次の1条を加える。

第3条の3 第2条第1項の規定にかかわらず、法第25条の7第1項第3号に規定する児童自立生活援助の実施に係る義務教育終了児童等（法第6条の2第1項に規定する義務教育終了児童等をいう。）に係る措置費は、本人から徴収するものとする。この場合における第2条第4項及び第5項の規定の適用については、同条第4項中「措置費及び助産等費用」とあるのは「措置費」と、同条第5項本文中「前2項」とあるのは「前項」と、「本人及び扶養義務者」とあるのは「本人」と、同項ただし書中「本人又は扶養義務者（以下「本人等」という。）」とあるのは「本人」と、「本人等の」とあるのは「本人の」とする。

第4条第1項各号列記以外の部分、第1号及び第2号中「前3条」を「第2条から前条まで」に改める。

別表第1備考1中「4月1日」を「前年度の3月31日」に改める。

別表第3中「及び第3条関係」を「、第3条及び第3条の3関係」に改め、同表備考以外の部分中「及び情緒障害児短期治療施設（通園部に限る。）」を「、情緒障害児短期治療施設（通園部に限る。）及び児童自立生活援助事業を行う者」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この規則による改正後の京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の規定は、平成23年4月分の児童福祉法第51条第3号及び第4号に規定する費用の徴収額（以下「徴収額」という。）から適用し、同年3月分までの徴収額については、なお従前の例による。

（保健福祉局子育て支援部児童家庭課及び同部保育課）